

【概要】「電気関係報告規則第3条の運用について（内規）」等の一部改正等について

平成 28 年 3 月
経済産業省
商務流通保安グループ
電力安全課

1. 改正内容の概要

(1) 「電気関係報告規則第3条の運用について（内規）」の一部を改正する規程案
電気関係報告規則の一部を改正する省令（改正中^(※)。以下「改正省令」という。）の施行に向けて、「電気関係報告規則第3条の運用について（内規）」（20120919 商局第9号。以下「運用内規」という。）について、以下の項目をはじめ、所要の改正を行う。

- ①改正省令により報告対象が変更となる「電気工作物に係る物損等事故」（改正後の電気関係報告規則（昭和40年通商産業省令第54号。以下「報告規則」という。）第3条第1項第3号）の対象事例を規程（太陽光パネルの構外への飛散等）。
- ②改正省令により新たに報告対象となる「発電支障事故」（報告規則第3条第1項第6号）の運用方法等を規定。
- ③改正省令により新たに報告対象となる「電気工作物に係る社会的影響を及ぼした事故」（報告規則第3条第1項第13号）の運用方法等を規定。

※改正省令の内容（パブリックコメント内容）

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=620116011>

(2) 「貯水池及び調整池堆砂状況等記録すべき内容について（内規）」の制定案
改正省令の施行に伴い、「貯水池及び調整池堆砂状況等記録すべき内容について（平成16年3月31日付け平成16・03・26原院第3号。以下「旧内規」という。）」に基づきこれまで保存することを求めていた書類について、国へ提出することとなるため、保存を求める旨を除いた「貯水池及び調整池堆砂状況等記録すべき内容について（内規）」を新たに制定する。また、旧内規は廃止する。

2. スケジュール

平成 28 年 4 月～

公布・施行